

安全点検報告書に関する注意事項

近年の異常気象による広告物への影響や老朽化した広告物の増加などにより、今後、落下、破損に伴う人身の危険性が拡大することが予想されます。

このような状況を踏まえ、長崎市では、実効性のある点検を実施させ、適正に管理されず放置される屋外広告物をなくすため、新たに点検義務を追加するなどの「長崎市屋外広告物条例」及び「同施行規則」を一部改正し、平成31年4月1日から施行します。

1. 点検が必要な広告物

- ◆全ての広告物等（はり紙等の簡易広告物は除く）

2. 点検者の資格要件

- ◆上端の地上からの高さが4mを超える危険性の高い広告物等の点検は資格要件を定めました。
(上端の地上からの高さが4mを超えない広告物等のみの場合は、点検者資格を求めません)

■屋外広告士 ■建築士（1,2級） ■特定建築物調査員

※ただし、経過措置として改正前の管理者資格を持つ者も点検者とみなします。なお、経過措置期間は最長3年間ですが、改正後の最初の更新申請時までとなります。

3. 安全点検報告書の提出

- ◆許可の更新等の申請を行う場合は、安全点検報告書（第6号様式の2）の第1片（総括表）、第2片（個別票）の提出が必要です。
- ◆第1片（総括表）の点検結果が「否」の場合は、第3片（写真票）において、改善前・後の写真の添付が必要です。
- ◆点検時期は設置後3年以内ごと、ただし、許可等の更新申請時は申請前3月以内とします。

【添付書類】

従来、許可更新の際に提出していただいている広告物の申請直近のカラー写真（全景写真及び個別写真）については、点検実施時の写真とします。

- 全景写真・・・広告物の地上からの高さが分かるもの
- 個別写真・・・広告物毎に近接撮影したもの
- 点検者資格を証する書面の写しも添付

上端の地上からの高さが4mを超えない広告物等のみの場合は、安全点検報告書の第1片（総括表）下段の点検者資格の記載や点検者資格を証する書面の添付は不要です。